

秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用

(令和３年９月２１日付森－１４０８)

第２条関係（定義）

- １ 秋田県週休２日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）第２条（１）①の「受注者の責によらず土日に現場閉所出来ない場合」には、土日以外の当初作業予定日が悪天候等により作業できず、その日を振替休日とし、土日に休日作業日を設定する場合も含む。
- ２ 要綱第２条（１）③通期の週休２日について、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が２８．５％に満たない場合は、対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。
- ３ 要綱第２条（２）の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。
＜現場閉所困難工事の例＞
 - ・ 道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、土日、祝日等に作業が必要な工事（通年維持工事等）
 - ・ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））
- ４ 要綱第２条（３）の「別に定める期間」とは、次に掲げる期間とする。
 - （１）工場製作を含む工事の場合、工場製作のみを実施している期間。
 - （２）工事全体を一時中止している期間。
 - （３）対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として６日間、７月、８月または９月を含む工事では夏期休暇分として３日間。
 - （４）余裕期間設定工事の場合、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間。

第３条関係（休日）

- １ 要綱第３条の「休日」とは、施工計画書で定めた休日計画に基づく休日のことを意味する。
- ２ 要綱第３条の「現場代理人等」とは、元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者のことを意味する（支障木伐採等の建設業法に定める建設工事に該当せず、施工体制台帳への記載を要しない下請けも含む）。
- ３ 対象期間の最終週が１週間に満たない場合について、工事の完成をもって当該週の作業が終了することから、工事完成日以降を休日として扱う。

第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 要綱第4条第3項の「別に定めるところ」とは、次のとおりとする。
なお、対象については、工事のほかに、森林整備関係業務委託（植栽、保育等）も含むものとする。

(1) 発注者は、全ての工事を対象に、完全週休2日（土日）により発注することを原則とする。
(2) 現場閉所困難工事については、完全週休2日交替制により発注することを原則とする。
- 2 要綱第4条第1項の「別に定める工事」とは、「現場閉所困難工事」とする。
- 3 完全週休2日（土日）工事により発注後に、完全週休2日交替制に取組を変更する場合は、施工計画書の提出前に監督職員と協議をする。
- 4 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（週休2日又は交替制）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。
- 5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると所属課長が判断した場合とする。

第5条関係（工事成績評定）

- 1 森林整備関係業務委託（植栽、保育等）は、要綱第5条による工事成績評定は実施しないこととする。
- 2 要綱第4条第2項に基づき、発注者が週休2日制工事の指定を解除した場合は週休2日不履行の対象外とする。
- 3 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の工程表のことである。発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。
- 4 要綱第5条の「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保をおこなっている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、要綱第5条の③についても同様とする。

第6条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 要綱第6条の「別に定める基準」とは、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」のことであり、工期変更については、これにより判断するものとする。

第7条関係（工事費の積算）

1 現場取組内容に応じた、積算における補正区分は次のとおりです。

	取組内容	積算における補正区分
週休2日（1）	完全週休2日（土日）（1）①	月単位の4週8休以上
	月単位の週休2日（1）②	
	通期の週休2日（1）③	通期の4週8休以上
交替制（2）	完全週休2日交替制（2）①	月単位の4週8休以上（交替）
	月単位の週休2日交替制（2）②	
	通期の週休2日交替制（2）③	通期の4週8休以上（交替）

※(1)～(2)、①～③は要綱第2条の番号

2 要綱第7条の「別に定める積算方法」とは、次に掲げるものとする。

（1）完全週休2日（土日）の場合

1）発注時

当初予定価格は、完全週休2日（土日）の取組の達成を前提とし、月単位の4週8休以上の補正係数を各経費に乗じるものとする。

2）精算変更時

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。

（2）完全週休2日交替制の場合

1）発注時

当初予定価格は、完全週休2日交替制の取組の達成を前提とし、月単位の4週8休以上（交替制）の補正係数を各経費に乗じるものとする。

2）精算変更時

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休以上（交替制）に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。

（3）補正係数は別表1によるものとする。

なお、市場単価及び土木工事標準単価について、別表1にない工種を積算する場合は、秋田県週休2日制工事に関する建設部運用の補正係数を準用することとするが、令和7年10月1日施行版（令和7年9月5日付け技管－388）の補正係数を用いること。

（4）各経費の補正の際の端数処理は別表2による。

第8条関係（その他）

1 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙2－1「履行報告書」に別紙2－2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

2 交替制の確認方法

発注者は、受注者に対し、履行報告書に別紙3「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

- 3 週休2日制工事の実施にあたっては、余裕を持った工期設定を行うものとする。
- 4 発注者は、施工計画書及び実施工程表については、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
- 5 週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- 6 各種様式（別紙2-1・2-2・3）については、監督職員から現場代理人に提供する。
- 7 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示等を行ってはならない。

附 則（令和3年9月21日森-1408）

- 1 この通知は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日森-2943）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日森-3224）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月15日森-1443）

この通知は、令和4年9月15日から施行する。

附 則（令和5年3月10日森-3042）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月18日森保-196）

この通知は、令和6年5月1日から施行する。

附 則（令和6年8月26日森保-1210）

この通知は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年9月5日森保-1215）

この通知は、令和7年10月1日から施行する。